

平成 29 年 10 月 30 日

(一社) 日本建設機械レンタル協会
関東ブロック支部 正 会 員 各位

藤本 俊雄 (東京支部長)
金子 眞紀子 (神奈川支部長)
北條 光一 (栃木支部長)
中川 秀敏 (群馬支部長)
原 茂 (長野支部長)
吉田 健一郎 (新潟支部長)
〈公印略・順不同〉

レンタル機械の定期自主検査料の完全徴収について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

先にご案内しました「働き方改革」につき、会員各位でご検討いただき“より働きやすく希望が持てる会社”へとなるべく各社における取組を期待するところであります。

さて、先日のブロック会議で法定点検における月例検査（定期自主検査）料の完全徴収につきまして議論されました。

法定点検は安全衛生規則で義務づけられており、各社におかれましても確実に実施されていることと思慮いたします。

一方、貸出機についての月例点検は基本的にユーザーで実施することとなっており、当協会の「建設機械等レンタル基本約款」第 11 条第 4 項にも記載されているところであります。

しかしながら、ユーザーからの要請によりレンタル会社で実施しその点検費用につき、ユーザーから徴収できていない状況が散見されております。

結果、機械も高度化されたことによりノウハウも必要とされ併せて、貸出機が多数になる場合などは社員の派遣費等も相当な負担となっており、経営の収支を歪める一要因ともなっております。

つきましては、今般当ブロック支部としてその月例点検料を確実に徴収する運動を関東ブロックで展開するものであります。

レンタル価格の下落が続く状況下、今般まずこの月例点検費用問題を取り挙げることにより、会員各位が業界としての価格問題全般に視点を於いていただく事も目的にしております。

この意のあるところをお汲み取りいただき、今般の運動『**レンタル機械の定期自主検査料の完全徴収**』に取り組まれることをお願いいたします。

敬具